平成21年度学会賞受賞者の推薦についてお願い

社団法人　日本写真測量学会
表彰委員会

平素は学会活動に対してご協力、ご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

来る平成22年5月18日の総会の席上、例年通り平成21年度の学会賞受賞者の表彰式を行います。つきましては別紙様式により平成22年3月19日（金）（必着）までにご推薦をお願い申し上げます。

適用対象の範囲を過去１－2年の業績を考えております。

なお、ご不明な点など有りましたら　電話 03-5840-6606　事務局までお問合せくださいますようお願い申し上げます。

学会賞表彰規程（内規）

学会賞表彰規程は以下の通りとする。同規程の改定は理事会の議決事項とする。

第１条

日本写真測量学会定款第５条により表彰の規程を設ける。

第２条

表彰は、日本写真測量学会特賞、日本写真測量学会功労賞、日本写真測量学会賞および日本写真測量学会奨励賞を授与して行う。

第３条

日本写真測量学会特賞は、会員のうち日本写真測量学会への著しい貢献、および写真測量、リモートセンシング等、空間情報に関する学術、技術の進歩発達等において、特に著しい功績があったと認められるものに授与する。

第４条

日本写真測量学会功労賞は、原則として30年以上学会員であり、学会活動に大きく貢献したと認められるものに授与する。

第５条

日本写真測量学会賞は、会員を対象とし、一定期間内に、原則として日本写真測量学会誌、あるいは、 ISPRS Journal of Photogrammetry and Remote Sensingに論文あるいは技術を発表し、その内容が写真測量やリモートセンシン グの発展に顕著な貢献があると認められる者に授与する。

第６条

日本写真測量学会奨励賞は、原則として３５才以下の会員を対象とし、一定期間内に、原則として日本写真測量学会誌、ISPRS Journal of Photogrammetry and Remote Sensing、あるいは、ISPRS International Archives of Photogrammetry and Remote Sensingに論文あるいは技術を

発表し､その内容が写真測量やリモートセンシングの将来的な発展に寄与すると認められる者に授与する。

第７条

学会は日本写真測量学会特賞、功労賞、学会賞および学会奨励賞授賞者を選考するために表彰委員会を設ける。

第８条

編集委員会、各部会および会員は、授賞に値すると思われる候補者を表彰委員会に推薦することができる。

第９条

表彰委員会は学術経験者および編集委員長で構成する。

第１０条

日本写真測量学会特賞、功労賞、学会賞および学会奨励賞授賞者は、理事会において決定し、通常総会において授与する。

（平成 21 年 5 月 25 日　理事会　承認、改定）

以上